

高齢者水道スマートメーター見守り事業 Q & A

	質 問	回 答
見守りの対象者（利用者）について		
1	二世帯住宅に住んでいるが、住民票上は単身世帯の場合には、申請が可能か。	住民票等が単身世帯であったとしても、実際に一人暮らしでない場合には、申請はできません。
2	現在使用している水道メーターの口径の大きさは、事業の利用に関係ないか。	現在ご使用中の水道メーターの口径と、製造されている水道スマートメーターの口径が同じである必要がありますので、詳しくは昭島市水道部へお問合せください。
3	集合住宅に住んでいても、事業は利用できるのか。	各世帯ごとに、水道メーターが分かれていれば、事業の利用は可能です。
見守る方（協力者）について		
1	親族以外も協力者になることができるのか。	近隣に居住しているご友人なども協力者になることが可能です。
2	途中で、協力者の変更は可能か。	利用者が協力者の設定を行うことができます。なお、サービス開始後に協力者の変更等を行う場合には、昭島市水道部へご連絡をお願いします。
申請について		
1	利用者本人以外でも申請することが可能か。	申請書には、利用者ご本人の自署による署名が必要となりますが、窓口までいらっしゃるのが困難な場合などには、委任状をご提出いただければ、代理の方が申請することが可能となります。
注意点		
1	利用者として、事業を利用する上で、注意すべきことはあるか。	普段どおり生活していただくだけで問題ありません。 ただし、旅行や入院など、長期間、家を空ける際には、協力者へ事前にご連絡を入れておいてください。 （8時間以上水道を使っていないために【異常メール】が届いてしまったり、毎朝届いていた【元気メール】が届かなくなり、何か問題が生じたのではないかと、協力者が不安になってしまいます。）